



精進



H30. 12. 21



誰もが意識すべきスマホのルール



— 誰にでもネットトラブルは起こり得る —

大運動会や鹿工祭, 3年生に関しては進路実現と慌ただしい時を過ごした2学期も本日, 終業式となりました。これからクリスマスを皮切りに社会全体が年末年始の更に慌ただしい時期に入り, とかく浮かれた気分になりますが, 気を緩めすぎることなく事故や怪我等には充分注意をして下さい。今回は「ネットトラブル」について書きましたので年末年始は特に意識して下さい。鹿工生全員そろって2019年を良い年にしましょう!



「スマホ利用に関する県の調査」

(高校生)



- スマホの利用の仕方, SNSの利用や音楽, 画像, 動画の閲覧, ゲーム等で利用目的の約80%となっています。
- ◎ 自分を振り返ってみてください。使い方を間違っていないですか?



文字だけで伝えると, その時の「感情」が伝わらないので, 相手に誤解されることもあります。

インターネットは便利で無限の可能性を秘めていますが, 使い方を誤れば人生を棒に振るようなことにもなりかねません。利用する際は以下の点を最低限守ること。誰にでもネットトラブルは起こり得ることだからです。

- ① 相手を攻撃するような誹謗中傷をしないこと
- ② 肖像権や著作権などを侵害していないこと
- ③ 個人情報が特定されないようにすること



① 誹謗中傷やネットいじめ

殴られればアザが残るし, 身体に傷跡が残る。殴った方にも殴ったときの感覚は残る。相手が痛がっている, 苦しんでいる実感もある。ネットいじめの加害者には何の実感も感覚もないかもしれない。被害者の苦しみを感ずることもないからエスカレートする可能性がある。そしてその分, 被害者の心の傷は深くなり, 一生消えないこともある。絶対にしてはいけない許されないことです。「悪口」を投稿した加害者だけでなく, そこに「いいね」をすることも同様であり, 絶対にしてはいけません。



② 肖像権

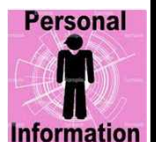
本人の承諾なしに顔写真などの肖像を撮影されたり, 利用されたりしない権利が肖像権である。SNSなどネットへの安易な投稿や公開, 拡散の行為にはリスクがあるということを理解する。

「個人情報を勝手に利用されない」
= 個人情報をコントロールする権利



③ 個人情報

そのまま個人を特定できたり, ほかの情報と組み合わせることにより, 個人を特定できる情報。個人情報のうち, 氏名・性別・住所・生年月日は基本四情報とよばれています。



フェイスブックやツイッターなどは友達同士のおしゃべりの場ではありません。

「ソーシャルメディア」です。

いつどこで誰が見ているかわかりません。



◎ スマホを使用するときは特に以下の5点をしっかり意識して, 守るようにする

- ① マナーや時間を守って使う (アフター10運動の遵守と依存性の回避, 基本的生活習慣の維持)
- ② 送って平気? 送信前に見直そう (何気なく送った言葉や写真で加害者になってしまうこともある)
- ③ 個人情報 (写真を含む) を載せない, 送らない! (悪用されてトラブルに発展することもある)
- ④ 出会い系のトラブルに気をつける (被害者となるような深刻な事件に発展することもある)
- ⑤ 使用するなら将来のために賢く使う (他人への誹謗中傷, 不謹慎な写真, 悪ふざけ動画などを掲載すると, あなたの評価や信頼を下げ, 将来に響きます。軽はずみな投稿は絶対にしないこと!)

平成時代最後の年末を綺麗に締めくくり, 新元号となる2019年を実り多き充実した年にしましょう!

